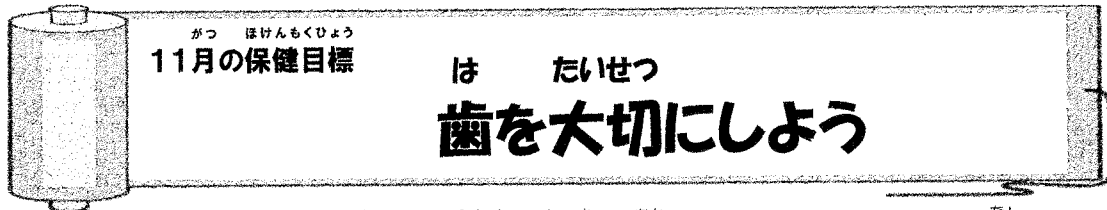


令和7年11月4日
調布市立第一小学校
校長 樋川 宣登志
養護教諭 深堀 陽香
伊藤 沙恵



11月は実りの月。穀物は収穫の時期を迎え、ぶどうやリンゴ、梨など、たくさんの果物がたわわに実る季節です。今月はひばり音楽祭もあり、みなさんのこれまでの頑張りが“実る”ときですね。急に冷えて寒い日もありますが、風邪をひかないようにしっかり体調を整えて、自分の力を目いっぱい発揮してください！

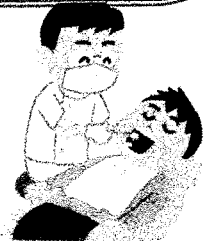
歯の正しいみがき方検定

- ①むし歯の原因になる□□□□はさとうをエサにしてふえるよ。
- ②力が入りすぎる人は□□□□を持つくらいが強さで。
- ③□□□□を見ながらみがくと、みがき残しが少なくなるよ。
- ④みがき残しが多いのは「□と□の間」「□と□ぐきのさかい」「かみ合わせの面」
- ⑤歯ブラシの替え時は、うしろから見て□□□□がはみ出しているとき

11月8日は「いい歯」の日。「いい歯」とは、むし歯がない、歯並びがきれい、白くてピカピカ…いろいろあります。そして土台である「歯肉」の健康も大切です。定期的に、歯医者さんで歯と歯肉の様子を診てもらいましょう。

あなたの点数は…(1問20点) _____ / 100点！

【たえ ①ブランク(しこう) ②えんぴつ ③かがみ ④は ⑤けさき】



いい歯のために、プラークコントロール！



プラークは歯の表面につく白くネバネバした細菌のかたまり。



プラークは食べかすと混ざって、うがい程度では落ちない。



毎日しっかりと歯みがきをしてプラークを増やさないことが基本。



歯石になると歯みがきでは取れないので歯科医院で取ってもらう。

受診は済みましたか？

むし歯は自然には治りません。6月の歯科検診で「結果のお知らせ」をもらった人は、早めに歯医者さんで診てもらい、必要人は治療を済ませましょう。



今日は何の日？ 11月は「いい〇〇」がいっぱい！

からだや健康に関する「いい〇〇」の記念日を集めました。何の日かあててみよう！

- Q1. 11月1日 ヒント：「1」がまっすぐに見えるから…？
Q2. 11月9日 ヒント：「119」と電話をかけると？
Q3. 11月10日 ヒント：ピカピカだとみんな気持ちいいね！

予想してみよう！
正解は保健室に聞きにきてね。



保護者のみなさまへ

■かぜ・感染症の季節です■

インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症は、学校保健安全法により出席停止となります。

感染症と診断されましたら、学校のHPからダウンロードまたは書類を取りに来ていただき、次の登校時に「登校許可申請書（インフルエンザ・新型コロナウイルス：保護者が記入）」または「登校許可証明書（その他の感染症・医師が記入）」をご提出ください。

学校では年間を通して様々な感染症が発生しています。学級・学年・学校単位で感染拡大が予想される場合や、人数が少なくても特に影響が大きい感染症（麻疹や結核など）が発生した場合は、「すぐー」や文書でお知らせをします。

受診の際など必要な場合は随時感染症の状況をお伝えしますので、お気軽にお問合せください。

■トイレの使い方について■

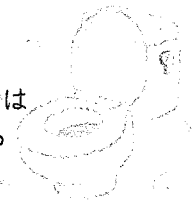
学校のトイレの使い方、最近気になる点があります。

- ・おしっこが便座についている（男子は、便座を上げていない？）
- ・うんちが便座についている（奥に座りすぎる・上手に拭けない？）
- ・床、壁にうんちがついている
- ・使用済みのトイレトーパーが便器の外に落ちている

児童から「学校のトイレが苦手…」「くさいからイヤ」などの声を聞くこともあります。ぎりぎりまで我慢して、焦ってトイレに行くので汚してしまうこともあるかもしれません。また、この状態で下着やお洋服は汚れていないのかな？困っていないのかな？と心配になることもあります。

綺麗なトイレを保てるように、見回りを強化しています。

大きくなるにつれてお子さんの使用後のトイレを見る機会は減るかと思いますが、時々ご家庭でも外でトイレを使用するときのマナーについてお話していただければと思います。



■衣服の調整をお願いします■

朝夕はずいぶん冷えてきましたが、昼間は暑くなる日もあります。

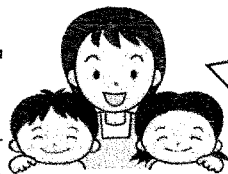
半袖や薄手の長袖シャツに薄手の上着、カーディガンを重ねるなど自分で調整できるように、衣服と一緒に選んであげてください。

またタンクトップの肌着に直接編み目の太いニット、極端なミニスカート、肩や腰が出る服などで、体が冷えている児童もいるようです。

季節や環境に合ったおしやれができるように、ご協力をお願いします。



よくあるご質問 「学級閉鎖」Q&A



緊急時に備えて、連絡先の変更等は早めに担任にお伝えください。
「すぐー」の登録もご確認をお願いします。

感染症の流行を予防するために、患者となった児童の出席を停止させたり、学級・学校を臨時休業したりすることがあります。これらの出席停止や臨時休業は、学校保健安全法に基づき行われます。

学校保健安全法第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校保健安全法第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

どちらも集団で生活する学級・学校で感染が広がるのを防ぐことが目的です。

臨時休業（学級閉鎖等）には「何人中何人休んだら…」という基準はなく、たとえば学級の半分以上が欠席でも、明日全員が出てくる見通しが立つ場合は閉鎖とはなりません。また、数人しか欠席がいなくても、発熱者や早退者が多く、今後の爆発的な流行が予想される場合は、学校・学校医・教育委員会で検討の上、決定されます。

♪ご家庭でも手洗いうがい・予防接種の検討等、
感染症の防止にご協力をお願いします♪